

大分空港を起点とした MaaS 実証実験委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

大分空港は大分県における唯一の空の玄関口として、本県経済の活性化や観光振興などに大きく寄与する重要な交通インフラである。

人の流れの拠点である大分空港の更なる活性化のためには、空港からの二次交通であるバスやタクシー、レンタカーに加え、今後導入予定のホーバークラフトなどを活用した MaaS を導入し、大分空港から目的地までの移動の利便性を高めることが重要である。

当業務は、空港から目的地までの移動の利便性を高める MaaS を実証的に導入し、アクセス改善の効果を検証するとともに、その過程で得られたデータや問題点を明確化し、持続的なサービス導入の検討を行うものである。

2. 名称

大分空港を起点とした MaaS 実証実験委託業務

3. 事業者選定の概要

(1) 主催者および事務局

ア 主催者 大分空港利用促進期成会

イ 事務局 大分県企画振興部交通政策課

(住所) 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

(電話) 097-506-2153 (FAX) 097-506-1731

(電子メールアドレス) a10870@pref.oita.lg.jp

(ホームページ) <https://www.pref.oita.jp/soshiki/10850/>

(2) 大分空港を起点とした MaaS 実証実験委託業務事業者選定委員会

本事業者の選定は、委員により構成される大分空港を起点とした MaaS 実証実験委託業務事業者選定委員会が行う。

(3) 選定方式

本事業者の選定は、公募型プロポーザル方式で行う。

一次審査では、提案書等を基に二次審査に進む応募者を3者選定する。

二次審査では、応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行った上で、本事業の基本的な考え方、業務の実施方針等を総合的に評価し、最優秀者及び次点者を選定する。

(4) 選定基準

別紙1の「審査基準」に定める審査項目について審査を行い、事業者を選定する。

(5) 主なスケジュール（予定）

ア 実施要領等の公告	令和4年6月20日（月）
イ 実施要領等に関する受付期限	令和4年6月27日（月）17時（事務局必着）
ウ 質問書に対する回答期限	令和4年6月30日（木）
エ 参加表明書等の提出期限	令和4年7月1日（金）17時（事務局必着）
オ 参加資格審査結果の通知	令和4年7月6日（水）
カ 提案書等の提出期限	令和4年7月8日（金）17時（事務局必着）
キ 一次審査（書類審査）	令和4年7月13日（水）
	※4者以上から提案書の提出があった場合のみ実施する。
ク 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和4年7月20日（水）
ケ 審査結果の通知	令和4年7月21日（木）

4. 参加資格

参加資格を有する者は、参加表明書の提出日現在において、次に掲げる(1)～(7)までの要件全てに該当する者とする。

ただし、共同企業体の場合は、全ての構成員が(1)～(6)までの要件全てに該当し、かつ、共同企業体の1構成員が(7)の要件に該当する者とする。

- (1) 単体又は2者以上の共同企業体により参加する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び同条第2項各号に掲げる者に該当しない者であること。
- (3) 大分県知事から競争入札参加資格の停止措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止を受けた事実がないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用している者
なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (7) 令和 3 年度までに、国又は地方公共団体と連携した本事業と同種の業務若しくは類似の業務を完了した実績があること。なお、「同種の業務若しくは類似の業務」とは公共交通機関に関する各種計画等の策定及びそれらに類するものとする。

5. 公募手続

- (1) 実施要領等の配布

実施要領等を以下のとおり配布する。

配布期間：令和 4 年 6 月 20 日 (月)～令和 4 年 7 月 1 日 (金) 17 時

配布方法：大分県庁ホームページからダウンロードすること。

(ホームページ) <https://www.pref.oita.jp/soshiki/10850/maas.html>

- (2) 実施要領等に関する質問書の受付

実施要領等に関する質問を、質問書 (様式 1) により、以下のとおり受け付ける。

受付期間：令和 4 年 6 月 20 日 (月)～

令和 4 年 6 月 27 日 (月) 17 時 (事務局必着)

提出方法：質問書を電子メールで提出すること。

(電子メールアドレス) a10870@pref.oita.lg.jp

回答期限：令和 4 年 6 月 30 日 (木) までに質問に対する回答を大分県庁ホームページに掲載する。

(ホームページ) <https://www.pref.oita.jp/soshiki/10850/maas.html>

- (3) 参加表明書等の提出

本公募型プロポーザルに参加する場合は、以下①～③の書類を提出すること。

提出期限：令和4年7月1日（金）17時（事務局必着）

提出書類：①参加表明書（様式2）及び共同企業体協定書の写し（共同企業体の場合）

②事業所概要（様式3）

③応募者の業務実績調書（様式4）及び実績に係る契約書の写し等

提出方法：持参又は宅配便等受取が確認できる方法で提出すること。

なお、封筒等の表面に、必ず「参加表明書等在中」と朱書きすること。

受付通知：参加表明書等の提出者には、事務局から電子メールで受付番号を通知するので、提案書等には当該受付番号を記載すること。

(4) 参加資格に関する審査

参加表明書等の提出が行われた場合、「4. 参加資格」に関する審査を行う。参加資格審査の結果は、令和4年7月6日（水）に事務局から電子メールで通知する。

(5) 提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有することを通知された者は、提案書等を以下のとおり提出すること。

提出期限：令和4年7月8日（金）17時（事務局必着）

提出書類：①提案書（様式5） 8部

※任意様式でも可。ただし、表紙右上に受付番号を記載すること。

②実施体制（様式6-1）及び担当者実績調書（様式6-2） 各8部

※令和4年7月1日現在の体制で記載すること。

③本業務実施スケジュール（様式7） 8部

④見積書（様式8） 8部

※任意様式でも可。ただし、表紙右上に受付番号を記載すること。

提出方法：持参又は宅配便等受取が確認できる方法で提出すること。

なお、封筒等の表面には、必ず「提案書等在中」と朱書きすること。

受付通知：応募者には、事務局から受領した旨を電子メールで通知する。

(6) 一次審査（書類審査）

応募者が4者以上の場合（1つの共同事業体は1者とみなす。以下同じ。）、の場合は、選定委員会における一次審査を実施する。審査は非公開とする。

なお、応募者が3者以下の場合は、一次審査を行わず、応募者全員について二次審査を実施する。

審査日：令和4年7月13日（水）

審査結果：審査終了後速やかに応募者全員に電子メール及び書面で二次審査の日程

と併せて通知する。なお、審査結果に関する問い合わせや異議申立ては受け付けない。

(7) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

二次審査に進んだ応募者（応募者が3者以下の場合は応募者全員）による提案書の説明（20分以内のプレゼンテーション）並びに選定委員による15分程度のヒアリング及び審査を実施する。プレゼンテーション、ヒアリングはオンライン会議システムを使用して行う。

なお、プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とする。

審査日：令和4年7月20日（水）

審査結果：令和4年7月21日（木）に大分県庁ホームページで最優秀者及び次点者を公表するとともに、応募者全員に電子メール及び書面で通知する。

なお、審査結果に関する問い合わせや異議申立ては受け付けない。

6. 委託する業務内容等

(1) 委託業務名

大分空港を起点とする MaaS 実証実験委託業務

(2) 業務の内容

ア 別添の仕様書「3. 業務内容」を参照すること。

イ 契約に際しては、業務の詳細について双方で確認を行う。

(3) 業務委託料の限度額

業務委託料は、15,600千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(4) 業務委託の契約等

ア 選定委員会の審査により選定された最優秀者を業務委託の契約候補者とし、契約締結の交渉を行う。

イ 応募者が1者となった場合は、審査の結果、一定以上の評価であれば、業務委託の契約候補者とします。

ウ 最優秀者が選定委員会による選定以後に「7. その他（1）失格事項」に該当すると認められた場合、期成会と最優秀者による業務委託の契約締結交渉が不調となった場合、又は、都合により辞退した場合は、次順位者である次点者と契約締結の交渉を行う。

エ 選定委員会による選定以後、業務実施体制を著しく変更した場合は、業務委託の契約候補者としての地位を取り消す場合がある。また、契約締結後において

は、その契約を解除する場合がある。

オ 選定委員会による選定以後、業務委託の契約候補者が、「実施体制（様式 6-1）」に記載する「再委託先又は協力先」と再委託契約を締結する場合は、あらかじめ期成会から再委託承認を得る必要がある。この場合、期成会は、契約候補者を通して、「再委託先又は協力先」と守秘義務に関する覚書を締結するものとする。

(5) 支払方法

支払いは、業務完了後一括払いとする。

7. その他委託する業務内容等

(1) 失格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

ア 参加表明書及び提案書等に虚偽の記載をした者

イ 見積価額が、「6. (3) 業務委託料の限度額」を上回る者

ウ 参加表明書等の提出期限の日において応募資格がなく提案書を提出した者又は参加表明書等の提出期限の日から業務委託の契約締結の前日までの間に、「4. 参加資格 (2) から (7)」の応募資格を有しなくなった者

エ 参加表明書及び提案書等の作成にあたっての留意事項、提出方法及び提出期限に適合しない者

オ 提案書等を複数案提出した者

カ 選定委員会委員又は関係者と本事業提案に関し、接触を行った者

キ 提案書に盗用した疑いがあると選定委員会が認めた者

ク その他、選定委員会が不適格と認めた者

(2) 提案書の取扱い

ア 提出後の提案書の追加、修正、差し替え等は認めない。

イ 提案書等は返却しない。また、必要に応じて補足資料等を求める場合がある。

ウ 提出された提案書は、応募者に無断で本業務の事業者選定以外の目的に使用することはない。

エ 事業者の選定にあたり、必要な範囲において応募者に通知することなく複製を作成することがある。

オ 選定後において、期成会は提案書の趣旨は尊重するが、その内容に拘束されないものとする。

(3) 提案書で使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。
文字サイズは 10 ポイント以上とする。

(4) 費用負担

提案書等の作成及び提出に係る費用等の本プロポーザル参加に係る費用は、全て応募者の負担とする。